

総会

配布：一般

2017年1月26日

第71会期

議事日程議題 68 (c)

2016年12月19日に総会により採択された決議

[第三委員会の報告書に基づく (A/71/484/Add.3)]

71/202. 朝鮮民主主義人民共和国における人権状況

総会は、

全ての国家は、人権および基本的自由を促進し且つ保護しそして全ての国家が様々な国際文書の下で遂行してきた義務を遂行する義務を有していることを再確認し、

2015年12月17日の総会決議 70/172 および 2016年3月23日の人権理事会決議 31/18¹を含む、朝鮮民主主義人民共和国の人権状況に関する総会、人権委員会および人権理事会により採択された全ての従前の諸決議を想起し、そしてこれらの決議の実施を達成することを目的とした国際社会の調整された取組を強化する国際社会の必要性に留意し、

朝鮮民主主義人民共和国における重大な人権状況、蔓延している刑事責任の免除の文化および人権侵害に対する説明責任の欠如を深く懸念し、

朝鮮民主主義人民共和国の人権状況に関する調査委員会の報告書²に含まれた勧告をフォローアップすることの重要性を強調し、そしてそこに含まれた詳細な調査結果に深刻な懸念を表明し、

¹ 総会公式記録、第71会期、補遺 No.53(A/71/53)、第IV章、A節を参照。

² A/HRC/25/63.

安保理が引き続き取り組む問題の一覧表に朝鮮民主主義人民共和国の人権状況を加えるという安全保障理事会の決定およびその期間中に朝鮮民主主義人民共和国の人権状況が議論された、2014年に開かれたもの続く、2015年12月10日の安保理のオープン会合の開催を歓迎し、

人道に対する罪からその住民を保護する朝鮮民主主義人民共和国の責任を想起し、そして事実調査委員会が、人道に対する罪を予防し且つ抑圧した実行者が訴追されそして司法手続に付されることを確保することを朝鮮民主主義人民共和国の指導者層に促したことをまた想起し、

朝鮮民主主義人民共和国の人権状況に関する人権理事会の特別報告者の報告書³に留意し、同報告者が、まだ同国を訪問することを許可されていないことまた朝鮮民主主義人民共和国の当局から何の協力も受けてきていないことを憂慮し、そして決議 70/172 に従って提出された朝鮮民主主義人民共和国の人権状況に関する事務総長の包括報告書⁴にまた留意し、

朝鮮民主主義人民共和国は、市民的及び政治的権利に関する国際規約⁵、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約⁵、児童の権利に関する条約⁶、および女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約⁷の当事国であることに留意し、そして四つの条約の下での条約機関の最終報告書およびそれらに配慮を与えることの重要性を想起し、

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の履行に関する、第二、第三および第四定期報告書の合併報告書の、また児童の権利に関する条約の履行に関する、第五および第六定期報告書の合併報告書の、朝鮮民主主義人民共和国による、2016年4月の提出に留意し、

朝鮮民主主義人民共和国による障害者の権利に関する条約⁸の署名および児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する事項の権利に関する条約の選択議定書⁹の批准に感謝しつつ留意し、朝鮮民主主義人民共和国政府に対し、実施法令の通過と執行および条約の批准を促進することを奨励

³ A/71/402.

⁴ A/71/439.

⁵ 決議 2200 (A)、添付文書を参照。

⁶ 国際連合、条約集、第 1577 巻、No.27531.

⁷ 同書、第 1249 巻、No.20378.

⁸ 同書、第 2515 巻、No.44910.

⁹ 同書、第 2171 巻、No.27531.

し、また障がい者および子どもの権利を十分に尊重することを促し、

第二回普遍的定期的審査への朝鮮民主主義人民共和国の参加を認め、同審査の成果¹⁰に含まれた 268 の勧告のうち 113 の朝鮮民主主義人民共和国による受諾およびそれを実施しそして更に 58 の勧告を実施する可能性を調査するという同国が述べた公約に留意し、また同国における重大な人権侵害に対処するため勧告の実施の重要性を強調し、

同国における保健状況を改善するための朝鮮民主主義人民共和国政府および国際連合児童基金並びに世界保健機関との間で確立した共同作業、および子どもの栄養状態並びに子どもの教育の質を改善するために国際連合児童基金と確立した共同作業に感謝しつつ留意し、

朝鮮民主主義人民共和国における、適度な規模での、国際連合開発計画により遂行された活動に留意し、そしてその計画が援助を必要としている人々に利益をもたらすことを確保するため、国際社会との朝鮮民主主義人民共和国政府の関与を奨励し、

食糧の安全保障評価に関する朝鮮民主主義人民共和国政府と世界食糧計画、国際連合児童基金および国際連合食糧農業機関との協力にも留意し、国の、家計のそして個人の食糧安全保障および栄養状況における変化を分析することにおけるまたそれによって援助計画の対象を特定することにおけるドナーの確信を支援することにおけるこれらの評価の重要性を強調し、同政府と世界食糧計画により証明された了解書簡および全ての国際連合組織に対する活動条件、アクセスをもたらすことおよび国際基準により近づいた取極を監視することにおいて更なる改善の重要性に更に留意し、そして国際的な援助事業者の活動に感謝しつつ留意し、

「朝鮮民主主義人民共和国 2016：必要性と優先順位」と表題のついた国際連合報告書および朝鮮民主主義人民共和国における極めて重要な人道的必要性に対処するというその呼びかけに留意し、

核兵器と戦略ミサイル計画を先に進めるために、朝鮮民主主義人民共和国の国民の人道状況と人権状況に関する資源を転用していることの影響について深刻な懸念を表明し、

¹⁰ A/HRC/27/10.

全ての国際的な拉致被害者の即刻返還の重要性に留意し、2014年5月の朝鮮民主主義人民共和国と日本との間の政府レベルの協議に基づいて始められた全ての日本国民に関する調査以来朝鮮民主主義人民共和国による積極的な活動が無いことに深刻な懸念を表明し、そして日本国民に関連する全ての問題、特に全ての拉致被害者の返還の解決が、できるだけ早い日に達成されることを期待し、

朝鮮民主主義人民共和国の人権状況について国際的な認識を高める加盟国の取組を歓迎しました更に奨励し、

同国の人権状況と人道状況の改善のための対話の重要性に留意し、

南北朝鮮関係を改善することそして和解および朝鮮半島の安定並びに朝鮮の人々の福祉を促進することに対して貢献する事務総長の取組を強調し、

国境を越えた離散家族の再会の再開は、特に、離散家族の多くの構成員の高齢故に、全ての朝鮮の人々の緊急の人的懸念であることを考えれば、2015年10月の国境を越えた離散家族の再会の再開を歓迎し、家族の構成員の運命を確かめる書簡を交換する、自らの故郷を訪問するまた大規模且つ定期的に更なる再会を開催するために、必要な取極が、朝鮮民主主義人民共和国、大韓民国およびコリアン・ディアスポラの構成員によりなされることを望み、

1. 2013年3月21日の人権理事会決議において人権理事会により設立された朝鮮民主主義人民共和国の人権に関する調査委員会¹¹が、人道に対する罪に相当する可能性があると言ったものを含む、朝鮮民主主義人民共和国における長年のまた現行の組織的な、広範なそして重大な人権侵害、並びにそのような侵害に対する継続している刑事責任の免除を非難する。

2. 以下に対する総会の非常に深刻な懸念を表明する。

(a) 事実調査委員会報告書²において、同委員会により為された詳細な調査結果を含む、以下

¹¹ 総会公式記録、第68会期、補遺 No.53 (A/68/53)、第IV章、A節を参照。

のような人権侵害の継続した報告の存続。

(i) 拷問および拘禁の非人道的状況を含む、その他の残虐な、非人間的なまたは品位を落とす取り扱い若しくは刑罰；レイプ；公開処刑；裁判外のまた恣意的な拘禁；公正な裁判の保証および独立した司法制度を含む、適法手続や法の支配の欠如；裁判外の、即決のそして恣意的な処刑；政治的や宗教的な理由により死刑を課すること；三世代まで広がる連帯罰；および強制労働の広範囲にわたる使用。

(ii) 膨大な数の人々がその自由を奪われそして強制労働を含む、嘆かわしい条件に服従させられ、そしてそこでは憂慮すべき人権侵害が実行されている、政治犯収容所の広範囲にわたる制度の存在。

(iii) 住民の強制移送および許可無く同国を離れるかまたは離れることを試みる者の刑罰を含む、同国内を自由に移動することや海外に旅行することを望むあらゆる人、またはその家族に課された制限並びに帰国した者の刑罰。

(iv) 朝鮮民主主義人民共和国に追放されたかまたは帰国した難民および亡命希望者の状況並びに投獄、拷問、その他の残虐な、非人道的なまたは品位を落とす取り扱い、性的暴力または死刑の刑罰に至る、海外から本国送還されてきた朝鮮民主主義人民共和国国民に課された制裁、およびこれに関連して全ての国家に対し、保護を求める者の人権を保護することを目的に、ノン・ルフールマンの基本的原則を尊重すること、保護を求める者を人間らしく取り扱うことそして国際連合難民高等弁務官および同事務所に妨害のないアクセスを確保することを強く促し、そして再び、締約国に対し、難民の地位に関する 1951 年条約¹²およびその 1967 年の議定書¹³が適用される朝鮮民主主義人民共和国からの難民に関して、これらの文書の下での自らの義務を遵守することを促す。

(v) 違法なまた恣意的な監視、迫害、拷問、投獄および、時には、言論および表現、宗教または信念の自由を行使した個人、やその家族の、即決処刑の様な手段による思想、良心、宗教

¹² 国際連合、条約集、第 189 巻、No.2545.

¹³ 同書、第 606 巻、No.8791.

または信念、言論および表現、平和的集会および結社の自由、私生活に対する権利および情報への平等なアクセス、並びに直接または自由に選ばれた代表を通して、自分の地方の公共の事柄の実施に参加するみんなの権利に関する、ネットワークに繋がっているものと繋がっていないもの両方の、やたらに広がるそして厳しい制限。

(vi) 朝鮮民主主義人民共和国の住民、とりわけ女性、子ども、障がい者や高齢者に対し、厳しい飢餓、栄養失調、広範な健康問題およびその他の苦難の結果をもたらしてきた、経済的、社会的および文化的権利の侵害。

(vii) 女性の人権および基本的自由の侵害、とりわけ女性に地方を離れることを強制しそして買春、家庭内強制労働または強制結婚の目的のための人身取引に対し彼女たちを、極めて脆弱にする内部事情の創造および政治的や社会的な側面におけるものを含む、ジェンダーに基づく差別、強制墮胎並びにその他の形態の性的およびジェンダーに基づく暴力に対する女性の服従。

(viii) 子どもの人権および基本的自由の侵害、とりわけ多くの子どもにとっての基本的な経済的、社会的および文化的権利に対するアクセスの継続した欠如、またこれに関連して、特に、帰国したかまたは本国に強制送還された子ども、ストリート・チルドレン、障がいをもつ子ども、親が拘禁された子ども、拘禁されてまたは施設内で暮らしている子どもおよび法に抵触した子どもが直面している特に脆弱な状況に留意する。

(ix) 障がい者の人権および基本的自由の侵害、特に集団キャンプの使用や自らの子どもの数や間隔を自由に且つ責任をもって決める障がい者の権利を標的とする強制的措置の使用および医療検査、農村地区への強制的な移転および障がいを持つ子どもの親からの分離における障がい者のふさわしい使用の主張。

(x) 結社の自由に対する権利および団体交渉に対する権利の効果的な承認、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約⁵の下での朝鮮民主主義人民共和国の義務により明確にされたようにストライキに対する権利、および児童の権利条約⁶の下での朝鮮民主主義人民共和国の義務により明確にされたように子どもの経済的搾取並びに子どものあらゆる有害なまた危険な作業の禁止、並びに伝えられているところによれば強制労働に相当する条件の下で働く

ために、朝鮮民主主義人民共和国から海外に送られた労働者の搾取を含む、労働者の権利の侵害。

(xi) 国家が与えた社会的階級および出生に基づいて人々を分類している、そしてまた政治的意見や宗教の考慮も含む、出身成分制度に基づく差別。

(b) 朝鮮民主主義人民共和国の人権状況に関する人権理事会の特別報告者に対して招待状を出すことまたは自らの職務内容に従った特別報告者およびその他の国際連合特別制度に対して、並びにその他の国際連合人権メカニズムに対して協力を拡大することに対する朝鮮民主主義人民共和国の継続した拒否。

(c) 朝鮮民主主義人民共和国の深刻な人権状況を同国が引き続き認めないことおよび同国の第一回普遍的定期的審査¹⁴に含まれた勧告を実施しそして条約機関の最終報告書を考慮するために同国に必要な行動の欠如。

3. 大規模なまた国家の政策の問題としての、他国からのものを含む、組織的な拉致、帰還の拒否およびその後の人の強制失踪に総会の非常に深刻な懸念を強調し、そしてこれに関連して朝鮮民主主義人民共和国政府に対し、拉致被害者の即時返還を確保することによるものを含む、透明なやり方で、これらの国際的懸念事項を緊急に解決することを強く求める。

4. 自然災害に対する限定された強靱性および多様な食糧の著しい不足をもたらしている農業生産における構造的な弱点により合成された、適切な食糧の利用とアクセスにおける制限を引き起こしている政府の政策の故に迅速に悪化し得る、同国における不安定な人道状況および食糧における作物栽培と貿易に関する国家の制限、並びに特に最も脆弱な集団、妊婦や授乳している女性、子ども、障がい者、高齢者および政治犯の中での、長期にわたるまた深刻な栄養失調の広がり、に総会の非常に深い懸念を表明し、そして朝鮮民主主義人民共和国政府に対し、これに関連して、必要な場合には国際的な資金供与機関と協力しつつまた人道援助監視のための国際的な基準に従って、予防的行動や救済的な行動をとることを促す。

¹⁴ A/HRC/13/13.

5. 朝鮮民主主義人民共和国の人道状況に関する新しい特別報告者の任命を歓迎し、朝鮮民主主義人民共和国へのアクセスを拒否されたにもかかわらず、前特別報告者により遂行された活動を称賛し、そしてこれに関連して 2015 年 3 月 27 日の人権理事会決議 28/22 に従って、前特別報告者により同理事会に提出された最終報告書¹⁵、またその中で彼が、国際社会に対し、説明責任を送信するための措置を講じることを求めた¹⁶ことを歓迎する。

6. 調査委員会の活動に対する総会の感謝の念をくり返し表明し、その報告書の継続している重要性を認識し、そして同委員会が、同国へのアクセスに関するものを含む、朝鮮民主主義人民共和国当局からの協力を得ていないことを憂慮する。

7. 集められた証言の大部分と受領した情報が、10 年以上の間国家の最高レベルで確立された政策に従ってまたその指導者層の効果的な統制の下で、機関が人道に対する罪を朝鮮民主主義人民共和国において犯してきたことを信じる合理的根拠を提供している、という同委員会の調査結果を認める。

8. 調査委員会が人道に対する罪に相当する可能性があると言った侵害を含む、人権侵害に対して責任を有する者を朝鮮民主主義人民共和国当局が訴追していないことに総会の懸念を表明し、そして国際社会に対し、説明責任努力と協力することとそのような犯罪が罰せられないままでないことを確保することを奨励する。

9. 安全保障理事会に対し、朝鮮民主主義人民共和国における事態の国際刑事裁判所への付託の審議を通したものを含む、調査委員会の関連する結論と勧告の安保理の審議を継続しそして説明責任を確保するため適切な行動をとることおよび同委員会が人道に対する罪を構成する可能性があると言った人権侵害に対して最も責任を有すると思われる者を効果的に対象とするため制裁の更なる策定の審議を奨励する。

10. 安全保障理事会に対し、本決議において表明された重大な懸念に照らして、同国の人権記録を含む、朝鮮民主主義人民共和国における状況を議論することを続けることをまた奨励し、そし

¹⁵ 総会公式記録、第 70 会期、補遺 No.53 (A/70/53)、第三章、A 節を参照。

¹⁶ A/HRC/31/70 and Corr.1.

てこの問題に関する安保理の継続したまたより積極的な関与を期待する。

11. ソウルの国際連合人権高等弁務官事務所の現場ベースの組織の継続している努力を奨励し、そして人権理事会へのその定期的な報告を歓迎する。

12. 加盟国に対し、高等弁務官事務所の現場ベースの組織が、独立して機能し、その職務権限を遂行するための十分な資源と支援を有し、関連する加盟国との十分な協力を享受しそして何らかの報復または脅威の対象とされないことを確保すると約束することを求める。

13. 人権理事会決議 31/18¹において同理事会により定められたように、朝鮮民主主義人民共和国における人権侵害に対する責任に関する独立専門家集団の設立を歓迎する。

14. 朝鮮民主主義人民共和国政府に対し、あらゆる人権および基本的自由を十分に尊重することとして、これに関連して以下のことを行うことを強く促す。

(a) 上記で強調された人権の組織的な、広範なそして重大な侵害に対し、特に、総会、人権委員会および人権理事会の上述の諸決議に規定された措置、並びに普遍的定期的審査の文脈において人権理事会によりまた調査委員会、国際連合特別手続および条約機関により、朝鮮民主主義人民共和国に宛てられた勧告を十分に実施することにより、直ちに終止符を打つこと。

(b) 政治犯収容所を直ちに閉鎖しそして無条件且つ遅滞無しに全ての政治犯を釈放すること。

(c) その住民を保護し、刑事責任の免除の問題に対処しそして人権侵害に関与した犯罪に対して責任を有する者を、独立した司法制度の下で司法手続に付すこと。

(d) 難民の流出に至っている根本原因に取り組みそして取引の被害者を犯罪化しないと同時に、移民を密輸すること、人の取引および強要を通して難民を搾取する者を起訴すること。

(e) 朝鮮民主主義人民共和国に国外退去させられたかまたは帰国させられた朝鮮民主主義人民共和国国民が、安全にまた尊厳をもって帰国し、人間的に取り扱われそしてあらゆる種類の刑罰

の対象とされないことを確保すること、また彼らの地位と取り扱いに関する情報を提供すること。

(f) 人権状況の十分な必要性の評価が為されることできるように、特別報告者に対して、および人権理事会のその他の特別手続に対して並びにその他の国際連合人権手続に対して、朝鮮民主主義人民共和国への十分な、自由なそして妨害のないアクセスを認めることを含めて、特別報告者にその十分な協力を及ぼすこと。

(g) 同国における人権状況を改善する目的で、ここ数年高等弁務官により追求された、国際連合人権高等弁務官事務所と人権の分野において技術的な協力活動に従事すること。

(h) 普遍的定期的審査に由来する受け入れた勧告を履行しそしてまだ検討の下にあるこれらの勧告並びに中間の履行報告書の準備を積極的に考慮すること。

(i) 国際労働機関の加盟国になること、国際的な労働基準を遵守するため法令を制定しそして慣行を採択しそして全ての関連する条約を批准することを考慮すること。

(j) 国際連合人権機関とのその協力を継続しまた強化すること。

(k) 人道援助に対する、並びに決定的に重要であるデータに対する完全な、安全なそして妨害のないアクセスを確保し、また同国が誓約したように、人道原則に従った必要性に基づいて、拘禁施設を含む、同国のあらゆる部分に対するそのような援助の公平な提供を確保することを人道機関に許可するための措置を講じ、適切な食糧に対するアクセスを確保しそして持続可能な農業、適正な食糧生産および分配措置を通したものを含む、より効果的な食糧安全保障と栄養摂取政策並びに食糧部門へのより多くの資金の割当を実施し、また人道援助の適切な監視を確保すること。

(l) 国際連合国別現地チームと開発機関が、持続可能な開発目標の達成に向けた進展を含む、一般住民の生活条件を改善することに直接貢献できるように、それらとの協力を更に改善すること。

(m) 人権条約機関との対話を可能にするであろう、残っている国際人権条約を批准することや加入することを考慮し、同国が当事国である条約に関する監視機関に対する報告を再開し、条約

機関の審査に有意義に参加し、そして同国における人権状況を改善するためそのような機関の最終報告書を考慮すること。

15. 朝鮮民主主義人民共和国政府に対し、遅滞なく調査委員会の勧告を実施することを促す。

16. 全ての加盟国、総会、人権理事会、高等弁務官事務所、国際連合事務局、関連する専門機関、地域的な政府間機構およびフォーラム、市民社会組織、財団および関与する企業並びに調査委員会が勧告を向けたその他の利害関係者に対し、これらの勧告を実施または進めることを奨励する。

17. 全体としての国際連合制度に対し、調整されたまた統合されたやり方で朝鮮民主主義人民共和国の重大な人権状況に対処することを続けることを奨励する。

18. 関連する国際連合計画、基金、専門機関およびその他の関連する組織に対し、普遍的定期的審査に由来するまた調査委員会の報告書に由来する勧告の実施において、朝鮮民主主義人民共和国政府を支援することを奨励する。

19. 朝鮮民主主義人民共和国に対し、人権対話、人権状況を十分に評価する適切なアクセスを含む同国への公式訪問、協力活動および優先事項としてのより多くの人対人の接触を通じたものを含む、現場での人権状況における具体的な改善を促進する目的で国際的な対話者と前向きに関与することを続けることを求める。

20. 総会が、総会の第 72 会期で朝鮮民主主義人民共和国の人権状況についての審議を継続することを決定し、そしてこの目的のために事務総長に対し、朝鮮民主主義人民共和国の状況に関する包括報告書を提出することを要請し、そして特別報告者に対し、彼の調査結果と勧告を報告すること、並びに調査委員会の勧告の実施に対するフォローアップについて報告することを要請する。

第 65 回本会議

2016 年 12 月 19 日